

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和 2 年青森県規則第 59 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 17 号に掲げる底建網漁業につき、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和 8 年 8 月 27 日

青森県知事 宮下 宗一郎

1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数及びその他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
たら底建網漁業	12 人	定めなし	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。 基点 1 下北郡佐井村大字長後字牛滝焼山崎に設置した標柱 基点 2 下北郡佐井村とむつ市脇野沢との境に設置した標柱 点ア 基点 1 から磁針方位 307 度 3,800 メートルの点 点イ 基点 1 から磁針方位 303 度 4,800 メートルの点 点ウ 基点 1 から磁針方位 290 度 4,700 メートルの点 点エ 基点 2 から磁針方位 285 度 4,700 メートルの点 点オ 基点 2 から磁針方位 285 度 3,700 メートルの点 点カ 基点 1 から磁針方位 290 度 3,700 メートルの点	12 月 1 日から 翌年 2 月 19 日まで	下北郡佐井村に住所を有する者	令和 8 年 8 月 27 日から 令和 8 年 11 月 15 日まで	1 許可の有効期間は、令和 8 年 12 月 1 日から令和 9 年 2 月 19 日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 （1）40 センチメートル四方以上の亜鉛鉄板に蛍光塗料または蛍光性プラスチックフィルムで許可番号及び漁業者名を明記した標識を水面上 1.5 メートル以上の高さに掲げなければならない （2）夜間及び視界不良時は、入網又は揚網してはならない （3）敷設できる漁具の統数の上限は、2 ヶ統以下とする